

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 5 月 31 日現在

機関番号：32690

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380003

研究課題名(和文) 国際離婚と子どもの監護処分 日・韓・中・ベトナム・フィリピンの比較研究

研究課題名(英文) Contact and Maintenance Issues in Divorce in Five Countries &#8211; China, Korea, Philippine, Vietnam and Japan

研究代表者

南方 暁 (MINAMIKATA, SATOSHI)

創価大学・法学部・教授

研究者番号：70125805

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：日本では国際結婚(inter-marriage/mixed marriage)が急増した時期があり、日本国籍男性と外国籍女性との婚姻が顕著であった。特に、中国・フィリピン女性との婚姻が主であり、その結果、離婚数も多い。離婚に巻き込まれた子どもは、非同居親との交流を必要とするが、離婚後の子どもの処遇に関しては実証的な資料はほとんどない。この事実は、子どもに対する関心の薄さを反映し、子どもの処遇は「見えない」事象となっている。同様の現象は、韓国にも見られ、中国・ベトナム国籍の女性との婚姻をめぐる問題が目立つ。国際離婚における子どもの処遇の実態と支援の仕組みについていっそう解明が必要である。

研究成果の概要(英文)：Since mid-1980s, the number of mixed marriage - a couple of Japanese husband and non-Japanese wife (Chinese and Philippines) up surged in Japan. Consequently, the number of divorce also increased. Generally, a minor involved in such divorce need to maintain the relationship with a non-resident parent after divorce but it does not always happen that the parents make proper agreements on their child after divorce. As a result, a child is likely to face difficulties emotionally and financially due to no contact with the non-resident parent. In Korea, similar situation is observed in the case of marriage with a Chinese and Vietnamese wife. For the sake of child's interests, further research should be done for collecting information on the situation of the child in such divorce.

研究分野：基礎法学

キーワード：国際離婚 面会交流 国際化 養育費 協議 支援体制

1. 研究開始当初の背景

国際化（グローバル化）の進行とともに、日本国籍と外国籍の婚姻数は大きな変化を見せている。いわゆる国際結婚¹の増加にともない離婚数もまた増え続けてきた。国際結婚では日本国籍夫と日本国籍妻との間には大きな違いがあり、日本国籍夫はアジア諸国からの女性と婚姻する傾向が強く、それに比例してアジア諸国からの妻と離婚する日本国籍夫も多い。

多くの場合、両親の離婚により子どもは精神的・経済的な打撃を受けるが、こうした問題について現在のところ詳細に言及する研究は限られている。国際離婚にともなう子どもの奪取に関してはハーグ条約に基づいて子どもの救済が図られることになったが、奪い合いすら起こらない状況に置かれている子どもの現状については明らかにされているとは言い難い。

国際離婚において同居親と非同居親が国内（日本）で離婚後も生活するのであれば子どもへの不利益となる影響も可能な限り対応が可能であると思われるが、外国籍親が自国または第三国へ一人帰国・移動あるいは親が子どもをつれて自国あるいは第三国へ移り住むと、非同居親と子どもとの紐帯が弱まる可能性が高い。しかし、子どもが両親との関わりを保障されるべきことは、子どもの権利条約第7条などに父母によって養育される権利を有するとされていることから、子どもが非同居親と関わりを継続することは、原則として子どもの利益になり、それを保障する責務が社会にあると言える。

しかし、国際離婚に巻き込まれた子どもへの対応については十分な検討がなされているとは言えず、まず試験的に実情を把握する必要があると思われる。

日本国内においては、離婚後、母親が子どもと同居し、父親は非同居親となる傾向が強く見られる。そこで、国際離婚を検討するにあたって、日本国籍父、外国籍母という父母を考え、国際離婚の中で多数を占める、中国国籍母、フィリピン国籍母に焦点を当ててゆくことにする。また、比較するために、国際離婚が問題となっている韓国をとりあげ、韓国国籍父と中国国籍母、韓国国籍父とベトナム国籍母との国際離婚に言及する。

2. 研究の目的

国際離婚における子どもは非同居親が日本以外の国に居住することもあり、特別な支援が必要と思われる。そこで、子どもと別居親との関係を継続するための適切な仕組みを考えることが第一の目的である。次に、こうした仕組みを検討するために必要となる、国際離婚における子どもの状況を明らかに

することも目指すことになる。本研究は関係する情報が乏しく試験的な検討作業と位置づけることにする。

3. 研究の方法

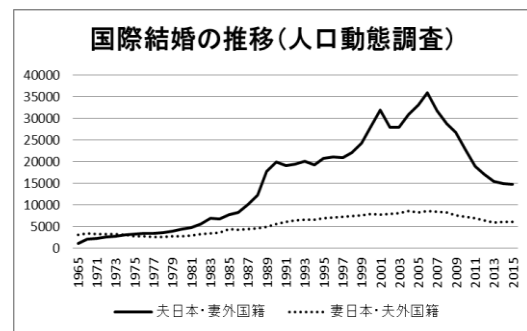
研究は、第一にすでに公刊されている論文などの資料、第二に官公庁が整理している統計資料、第三に国際離婚に関わる人々への面談聴き取り調査によるデータ、第四に国際離婚に関わる機関が発信する情報などを検討の対象とする。

4. 研究成果

(1) 日本における国際結婚・国際離婚・子どもの状況

1980年代に入って、所謂「嫁不足」による国際結婚の増加が目立つようになった²。現在では、日本国籍をもつ者同士の婚姻数は減少傾向を見せており、同時に、国際結婚の数も減少傾向を見せている（図1）。とりわけ日本国籍夫・外国籍妻の場合には約60%と激減しており、日本国籍妻・外国籍夫の約17%減とは著しい違いを見せている³。

図1 国際結婚の推移



配偶者の国籍別でみると、日本国籍夫と外国籍妻の場合には、妻の国籍が主としてアジア諸国（中国、フィリピン）に限定されており、日本国籍妻の場合には「その他の国籍」が多く特定の国籍に偏らず婚姻をしていることが分かる。また、1980年代に中国の開放政策がとられたことにより、中国籍の妻が激増した⁴。

離婚の場合、妻の国籍は第一に中国、第二にフィリピンとなっており、婚姻と同じような傾向を示している。次に、外国籍夫の場合には、その他の国籍の者との離婚が多く、婚姻と並行する関係が見られる。

現在、両親の離婚に巻き込まれる子どもの実情は、子どもの国籍別について公刊された統計はないので、外国籍と日本国籍の両親を持つ子どもの数値を参考にあげておくこと

² 新潟日報社学芸部編（1989）『ムラの国際結婚』無明舎など。

³ 厚労省『人口動態調査』による。

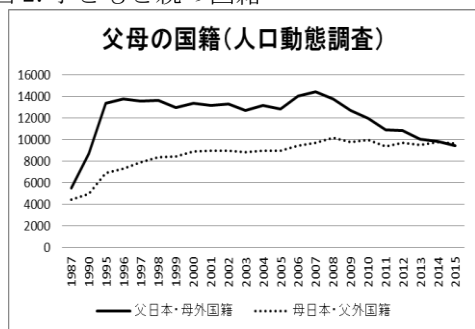
⁴ 賽漢卓娜（2011）『国際移動時代の国際結婚—日本の農村に嫁いだ中国人女性』勁草書房8頁。

¹ 本稿では、「国際結婚」という表記については異論もある（小山騰（1995）『国際結婚第一号』講談社選書5頁）。

にする⁵。

日本国籍の夫と外国籍の妻との間に子どもが出生する数は1990年代からほぼ14,000人前後で変化がなく、他方、日本国籍母は継続的に増加をしており、現在では日本国籍夫とほぼ同じ数値を見せている(図2)。

図2. 子どもと親の国籍



離婚後に外国籍母親が苦境に直面することはしばしば指摘されているが、問われているのは主として経済問題である。子どもへの養育費が払われないことや離婚後の母親の就労が難しく経済的に生活が苦しくなるなどの指摘が見られる⁶。しかし、父母の離婚によって子どもが監護面でどのような影響を受けるかなどについての詳細な情報は見られない⁷。こうした状況から、国際離婚における別居親と子どもの関わりに関して、日本社会はまだ十分な認識と対応をしていないと言えよう。面会交流は1964年の審判⁸が出されてから様々な議論があつてようやく2011年に前述の民法第766条改正に至った。こうした現状からみると国際離婚における子どもと非同居親との面会交流へ関心が向けられるのはまだ時間を要するのかもしれない。

⁵ なお、「人口動態調査離婚票」には夫婦の国籍、未成年者の数などの情報が記入されている。厚労省人口動態・保健社会統計室からは、本票の閲覧について情報を得たが、個人情報になるので慎重に対応する必要があり調査票が相当数にのぼるために、今回は調査を断念した。数回にわたって情報を提供して下さった担当部署にお礼を申し上げておきたい。

⁶ 原島博「日本人の子を養育するフィリピン人母子世帯に対する社会福祉支援のあり方に関する研究」2005年度科研基盤研究(C)(17530435)、カラカサン『フィリピン人シングルマザーの就労実態と支援にかんする調査報告書』(川崎市男女共同参画センター)などがある。

⁷ 子どもが両親の不仲により不安に陥るケースはすでに指摘されている(信濃毎日新聞社編(1992)『扉を開けて』明石書店139頁以下参照)。

⁸ 東京家審昭和39年12月14日家月17巻4号55頁。

(2) 韓国における国際離婚と子ども⁹

韓国では国際結婚の数が増加を見せたが近年は日本と同じように減少傾向となっている¹⁰(表1)。

表1 国際結婚と配偶者の国籍

外国籍妻		外国籍夫	
5377	ベトナム	中国	1463
4198	中国	その他	1388
1789	その他	アメリカ	1377
864	フィリピン	ベトナム	565
838	日本	カナダ	398
720	タイ	日本	381
570	アメリカ	オーストラリア	197

国際結婚は韓国籍男性が女性と比べて多い。韓国籍男性は、日本と同じようにアジア系の女性を配偶者に選ぶ傾向を見せるが女性はアメリカやカナダが上位に出てくるように男性とは異なった傾向を見せている。

国際離婚の内訳は表2の通りである。

表2 国際離婚と配偶者の国籍

外国籍妻		外国籍夫	
2703	中国	中国	919
1570	ベトナム	日本	505
472	その他	その他	257
298	フィリピン	アメリカ	230
186	日本	ベトナム	62
157	カンボジア	カナダ	49
113	ウズベキスタン	パキスタン	33

国際離婚における未成年者の含まれる割合は不明であるが、国際結婚の中には「跡取り」を得るための婚姻もあると言われているので、子どものいる夫婦の離婚も一定程度は存在すると想定しても間違いではない。

韓国法の下では、父母は子どもの養育に関する事項を記載した協議書の提供(民法第836条の2)、家庭法院による「親教育」の実施(テキストの外国語版も作成)がなされる(民法第840条・家訴法第50条)。子どもの養育に関して協議によって定める事項の中に、養育費の負担などと同じく面接交渉権も含まれている(民法第837条2項)。

現実に面接交渉が行われる場合の支援機

⁹ 韓国に関する基礎調査は研究協力者慶應義塾大学総合政策学部非常勤講師田中佑季が2回の現地調査を含め担当した。

¹⁰ 統計庁「2015年婚姻・離婚統計」(統計庁サイト内報道資料)による。

関は「チャッカンボツ心理相談センター (착한벗심리상담센터)」など有用な支援を行っているところもあるが、全国のレベルでは十分とは言えない状況にある。

(3) 中国における国際離婚と子ども

中国においては、未成年の子どもをもつ父母の離婚実数は公表されていないが、普通離婚率は2002年0.90、2015年2.79と激増の一途をたどっている¹¹。ただし、親権や監護権帰属に関する統計は公表されていないので実像は不明と言わざるを得ない。

中国において未成年の子どものいる父母が離婚する場合、子どもの処遇は「適切な処理」がなされるべきと考えられ、面会交流については2001年婚姻法改正によって明記され制度化された(婚姻法第38条)。面会交流は父母の協議に基づいて行われることが原則とされており、父母の協議が不調の場合にのみ裁判所が介入するという考え方が採られている。

現在、中国では父母の離婚にともなう面会交流をめぐる中国国内で生じている問題に関心が集中しており、国際結婚により外国で生活している中国国籍親まで関心が及んでいない現状にあると思われる。

面会交流を円滑に実現させるための制度が整備されているとは言えないが、裁判所がかかわる場合には、子どもの面倒を見ている祖父母やその他の人々(親族)、子どもが通う幼稚園や小学校または中学校、子どもを扶養している(同居親)の所属組織、婦女連合会・住民組織(町内会)・青少年権利利益保護機関などが面会交流の実現に関して協力するよう期待されている¹²。

(4) ベトナムにおける国際離婚と子ども¹³

ベトナム人が当事者となる国際結婚及び離婚について、公的な統計資料等はないため、実数は把握することができない。ただし、ベトナム・ハノイ市在住の弁護士への聞き取り調査によると、国際結婚をめぐる弊害に関しては議論がなされ、法改正を含む「ベトナム人花嫁」の保護が進んだ。韓国人との婚姻が多いことから2010年ベトナム婚姻家族法の

11 中華人民共和国『2015年社会服務発展統計公報』より。

12 章海涛・趙容容(江蘇省如皋市人民法院)「浅談探望權的強制執行」

(<http://www.chinacourt.org/>)

13 ベトナム家族法制度に関する文献資料は限られ、司法関係資料は公表されていない鮎京正訓「ベトナム法」(2004)『アクセスガイド外国法』東大出版会417頁)。本調査では、事情によりブイ・ティ・ティン・ハン教授(ハノイ国立大学)との共同作業が実現できず、限られた文献及び弁護士への聞き取り調査による報告となった。

韓国語翻訳本が刊行されている¹⁴。また、2015年韓国警察庁が在韓ベトナム人のDV被害防止や法的権利保護などを目的とする専門機関を設置した¹⁵。

国際結婚¹⁶に伴うベトナム人女性の保護も目的として2014年法改正がなされて、外国にいるベトナム女性および子どもの実態を特定するような保護が強化された¹⁷。例えばマレーシア、中国男性がベトナムへ来てベトナム人女性と結婚し、夫の国に移動するという場合など、具体的な対応策として、国際結婚の前に共通言語を理解するかなどの面接(審査)が行われるようになった。さらに国際結婚の際には「独身証明書」の提出が必要であるとされている(重婚防止のため)。

国際離婚においては、離婚後の子との面会交流がなされることが原則であり父母が協議で決めるとされている。子どもの養育監護に関し外国籍父親は歓迎されないだけでなく裁判所は外国人父の事件を扱いたがらないとされている。

ベトナムにおける国際結婚・離婚に関して、ベトナム政府はベトナム人を保護する姿勢を明確にしたと言える。国際結婚をめぐる問題や紛争の解決・対応策としてより細かな規定を設けるなどしてベトナム法を整備し、国際条約や国際慣習法の適用がない場合にはベトナム法が適用されてベトナム国内の裁判所が管轄することを明示することで、ベトナムが主導的な立場に立つことを制度化したと思われる。しかし、国際離婚後の子どもの処遇に関して実効性ある支援体制は十分ではないのが現状である。

(5) フィリピンにおける国際離婚と子ども

フィリピンには離婚制度はないが外国人との婚姻の場合には離婚同様の扱いがなさ

14 Vietnam Women's Union ホームページ "Vietnam's marriage law introduced in Republic of Korea" (2010年9月3日配信) <http://hoilhpn.org.vn/newsdetail.asp?CatId=179&NewsId=14492&lang=EN>

15 Record China 「韓国でベトナム人配偶者へのDV被害が増加、保護のための専門機関を設置－韓国メディア」(2015年10月27日配信)

<http://www.recordchina.co.jp/b122042-s0-c30.html> 参照。

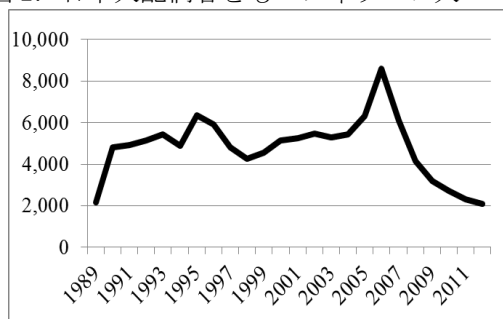
16 横田祥子「グローバル・ハイパガミー?－台湾に嫁いだベトナム人女性の事例から－」異文化コミュニケーション研究第20号79-110頁。統計資料については83頁表1参照。

17 ベトナムの主要法令の和訳について、いずれも法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/housouken/housou_houkoku_vietnam.html 参照。

れる。両親が別居に至った場合、非同居親でも「親の権威と責任 (parental authority and responsibility)」(家族法第 209 条) があり非同居親は子どもの福祉が実現するように働きかけ¹⁸、面会交流についても裁判所は訴訟継続中の措置として子どもの利益および子どもの意思を尊重しつつ定めるものとされている (家族法第 49 条)¹⁹。

フィリピン国籍の者と日本国籍の者との婚姻は日本国籍夫とフィリピン国籍妻の組み合わせが大多数である²⁰。こうした婚姻において夫婦および親族との関係を着実に強めてゆく事例もあれば、関係が破綻して離婚に至ることもある。それぞれ当事者の人となりや当事者がおかれた個別の人的・経済的・社会的事情があり一概にこの組み合わせが脆弱な関係であるとは言えない²¹。

図 2. 日本人配偶者をもつフィリピン人²²



婚姻によって日本に在住するフィリピン国籍妻が離婚する場合、子どもをめぐっては離婚後の養育費 (生活費) と監護に関する取決め (面会交流など) を処理するには、日本民法では第 766 条、フィリピン家族法では別居に関する諸条項 (第 49 条、第 62 条) が根拠となる。

一般にフィリピン国籍妻 (母) は経済的にも社会的にも弱者の場合が多いために、父親の一方的な方針を強制される可能性が考えられる。日本で夫の両親と同居していたが夫が家族を顧みないことから妻が子ども二人

を養育する旨を口頭で合意してフィリピンへ帰国したが、親権が父親に移る可能性が高いと日本人弁護士にアドバイスされたため養育費請求は断念した。子どもが成人後、父とは一度だけ面会したという例がある²³。フィリピンの家族は双系的という特色をもち、親子双方との親族紐帯が重視されている。近年徐々に変化は見られるとは言え親族間の相互支援関係は強く、双系的な観点からは父親とのつながりもまた重視されると思われる。

日本国籍父との面会交流は、離婚によるものよりも非嫡出の父子関係における面会交流が問題となることが多い。JFC (JAPANESE-FILIPINO CHILDREN) や DAWN (Development Action for Women Network) など民間機関が積極的に子どもと非同居親である日本国籍父との面会交流の実現を目指して様々な活動を行っている。JFC の事例では、子どもたちは、父親に見放されたこと、機会があれば話をしてみたい、日常生活で悲しい気持ちになるときがあるなど、父子関係への期待を示している²⁴。こうした子どもの気持ちを確保するためにも、国際離婚の場合には、面会交流の機会を確保することが必要であるが、日本国籍父にそれを求めるのは難しい現状にあり、支援期間の関与もまた様々な課題をかかえている。

(6) むすび

異なる国籍および文化をもった両親をもつ子どもは、両親の関係破綻によって様々な不利益を受ける。韓国、中国、ベトナム、フィリピンの現状から推測すると、子どもの利益を確保する仕組みが不十分であることが分かる。とりわけ子どもと非同居親との関係については、両親の関係断絶が親子の関係断絶に直ちに結びついてゆく危険が高い。子どもの権利条約では、①父母によって養育される権利 (第 7 条 1 項)、②父母と直接的に接する権利 (第 9 条 3 項・第 10 条 2 項) が明記されており、子どもと非同居親との関わりが重要であることは明らかである。しかし、子どもが有形力によって奪取されるなど実力による奪い合い事件に対しては社会の認識もあり、また、公的介入も行われやすいが²⁵、両親の離婚事件は協議離婚など私的な処理がなされることが多く、離婚自体が訴訟になっても子どもの養育や面会交流が直接の

¹⁸ 第 220 条は子どもの監護について詳細な記述がある。

¹⁹ J.N.ノリエド著 (奥田安弘・高畑幸訳) (2007 年) 『フィリピン家族法【第 2 版】』明石書店) 159、184 頁参照。

²⁰ フィリピンの統計 (図 9) によっても日本国籍の者との婚姻は 2006 年以降、激減する特徴を見ることができる (2016 年 4 月 23 日研究集会でのフィリピン大学アジアセンター准教授米野みちよ氏の報告資料より)。

²¹ 佐竹眞明・メアリー・アンジェリン・デアノイ (2006 年) 『フィリピンー日本国際結婚』(めこん) 92-101 頁。

²² Source: Data from the Commission on Filipinos Overseas, 1989-2012 (Sioson 2014; 4)。

²³ 米野みちよ報告・注 20 により紹介された事例である。

²⁴ 国際移住機関 (IOM) 駐日事務所『新日系フィリピン人 (JFC)』に係わる分野横断型ネットワーク構築事業』12 頁。

²⁵ 対応として、未成年者略取誘拐罪 (最決平成 17 年 12 月 6 日刑集 59 卷 10 号 1901 頁)、国外移送略取罪 (最決平成 15 年 3 月 18 日刑集 57 卷 3 号 371 頁) など。

争点にならない限り子どもの利益を確保するという保証はない。子どもの処遇の問題は「目に見えない (invisible)」ままに処理されてしまうことになる。人々の移動がいつそう頻繁になり異なる国籍を有する両親をもつ子どもの出生の増加の延長線上には、離婚の増加による子どもの処遇問題があり、子どもの福祉を可能な限り実現するためには、いつそう実態を明らかにする必要があると思われる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 8 件)

- ①南方 暁、婚姻法グループの改正提案：婚姻の成立、家族＜社会と法＞、査読無、32 巻、2017、印刷中
- ②田巻 帝子、家族研究をとおして《法》を見る、法社会学、査読無、83 巻、2017、32-42
- ③南方 暁、イギリスにおける面会交流 (contact) 支援の仕組、NEWSLETTER, 査読無、16 巻、2016、2-3
- ④付 月「書評：全国難民弁護団連絡会議監修・渡邊彰悟＝杉本大輔編集代表『難民勝訴判決 20 選－行政判断と司法判断の比較分析』(信山社、2015 年)」国際人権第 27 号、2016、109-110
- ⑤金 亮完、韓国民法嫡出推定規定の一部についての憲法不合致決定：「婚姻終了後 300 日以内に出生した子」の違憲性、戸籍時報、査読無、727 号、2015、8-15
- ⑥付 月、フィリピンにおける無国籍者の保護の歴史と現状、難民研究ジャーナル、査読有、4 号、2014、16-33
- ⑦付 月・小田川 綾音、日本の無国籍問題をめぐる現状と課題、法律時報、査読無、86 巻 11 号、2014、47-52
- ⑧南方 暁、親の面会交流権を改めて考える、法政理論、査読無、46 巻、2014、29-49

[学会発表] (計 7 件)

- ①付 月、家族の国際化・多様化と子どもの無国籍問題、国際人権法学会第 28 回研究退会、2016 年 11 月 12 日、法政大学
- ②付 月、国籍・無国籍について考える－日本で生まれた無国籍児を中心に－、WESA Friendship 主宰講演会 (招待講演)、2016 年 10 月 4 日、茨城県国際交流協会
- ③田巻 帝子、家族研究をとおして《法》をみる、日本法社会学会 2016 年度学術大会全体シンポジウム、2016 年 5 月 29 日、立命館大学
- ④田巻 帝子、Access to Justice for the 'Most Vulnerable' Person Facing Family Problems, 第 4 回東アジア法社会学会議国際大会、2015 年 8 月 5 日、早稲田大学
- ⑤付 月、家族の国際化と子どもの人権、愛と傷つきやすさと被害者学の共同セミナー

第 10 回ジョイントセミナー、2015 年 2 月 7 日、常磐大学

⑥付 月、The Challenges of Nationality Verification of a Child in Japan, First Global Forum on Statelessness, 2014 年 9 月 16 日、Hague

⑦金 亮完、財産分与・子の監護に係る事例における財産開示制度 (韓国)、第 5 回ローエシア家族法と子供の権利に関する国際会議、2014 年 7 月 4 日、札幌市ロイトンホテル

[図書] (計 7 件)

- ①國谷 知史、東京大学出版会、中国法の到達点 (第 8 章家族法) (仮題)、2017、(印刷中)
- ②田巻 帝子、成文堂、「子ども」の権利と能力－私法上の年齢設定、2017、396
- ③付 月、日本で生まれた子どもの国籍と無国籍認定、博士号請求論文、査読有、2016、総 219
- ④南方 暁、Wolters Kluwer, International Encyclopaedia of Law: Family and Succession Law No. 64 [Japan], 2015, 276
- ⑤南方 暁、Family Law, Wednesday's Child or Friday's Child?—Recent Developments in Children Law in 2014, 392
- ⑥付 月、第 VII 章国際結婚と子ども、本澤巳代子＝大杉麻美＝高橋大輔＝付月『よくわかる家族法』ミネルヴァ書房、2014、112-127
- ⑦南方 暁、Routledge, Dissolution of Marriage in Japan, 2014, 442

6. 研究組織

(1) 研究代表者

南方 暁 (MINAMIKATA, Satoshi)
創価大学・法学部・教授
研究者番号：70125805

(2) 研究分担者

金 亮完 (KIM, Yangwhan)
山梨学院大学・法務研究科・教授
研究者番号：10366982

付 月 (FU, Yuè)
茨城大学・人文学部・准教授

研究者番号：70522423

田巻 帝子 (TAMAKI, Teiko)
新潟大学・人文社会・教育科学系・教授
研究者番号：80251784

國谷 知史 (KUNIYA, Satoshi)
新潟大学・人文社会・教育科学系・教授
研究者番号：90234468

(3) 連携研究者

なし ()

(4) 研究協力者

田中佑季 (TANAKA, Yuki)
慶應義塾大学・総合政策学部・非常勤講師